

(4) 運輸大臣は、前3項の事項に関し、運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議するものとする。

(1)において、補助期間を昭和36年度から昭和40年度までの5年としたのは、当時国鉄は昭和36年度から昭和40年度までの期間において5箇年計画を実施する予定であり、その資金確保のため運賃値上げを策定中であって、その5箇年計画の進捗により、国鉄の経営状態その他諸般の情勢の変化も考えられるので、さしあたりこの5箇年計画の期間について補助を考えたものである。利子の額に相当する額は、**日本国有鉄道新線建設補助規則**(昭和37年運輸省令第1号)に定められており、昭和35年度以降補助しようとする年度の前年度までに支出した新線建設費の額に6分5厘の率を乗じて得た額であって、新線建設費は国鉄予算の工事勘定の建設費の項から支出した費用の額のうち、運輸大臣が予定鉄道線路の建設に要したと認める費用の額である。

(2)における利益の額とは、補助規則に定めており、昭和27年度以降運輸大臣が許可した鉄道新線であって、本法による補助に係る区間について、補助を受けようとする年度の前年度に係る営業収入の額がこれに対応する営業支出の額をこえる額である。ここに営業収入とは、旅客運輸収入、貨物運輸収入および運輸雑収入の合計額であり、営業支出とは、経営費、利子負担額、諸税、減価償却費および除却費の合計額である。

(3)における当該線路に係る補助の額の合計額とは、各年度の補助額に、昭和35年度以降当該年度の前年度までに支出した新線建設費のうち、当該補助区間に係るものの占める割合を乗じて得た額の合計額である。

(横山義一)

にほんこくゆうてつどうぶがいだんたいとうこうせい
いいんかい **日本国有鉄道部外団体等公正委員会**

〔設立の経緯〕

昭和29、30年当時、桜木町・洞爺丸・紫雲丸などの重大事故の発生や鉄道会館事件などのため、国会・政府・一般社会などから、国鉄経営はもとより一般職員の言動に至るまで、強く批判されるに至った。

政府は、このような世論の動向を重視し、国鉄経営の刷新をはかるため、昭和30・6運輸省に有識経験者からなる**日本国有鉄道経営調査会**を設置した。

経営調査会は、昭和30・6・20第1回調査会において会長に有沢広巳氏を選出するとともに、調査会の運営方法を決定して以来、7箇月にわたって常に国民の視野にたつて慎重な審議を重ねた。その結果、昭和31・1・17運輸大臣に対して答申が行われた。この答申の中で、国鉄部外団体の改善措置について、次のように述べている。

(1) 国鉄が国民の国鉄として能率的・経済的に運営され、さらに時世の進展に伴って着々とその近代化を行ない、真に国民経済の発展と国民の福祉の向上に尽くすことができるようになるためには、国民の心からの協力を得ることが必要であり、そのためには、国鉄の経営の実体を国民の前に明らかにするとともに、国鉄の運営に対する国民の疑惑を一掃しなければならないので、この見地にたつて従来種々世間に議論された部外団体について、従前の改善策を推進するほか、次のとおり刷新改善を加える。

(2) この案を実施したうえで、さらに、その結果に基づいて、いっそうの改善をはかって行く予定であるが、今後その進展の過程においても十分に国民の世論を傾聴することのできるように、昭和31・1以降国鉄の工事・資材その他業務の各般にわたって国民からの苦情を承る苦情処理の機関を設けるとともに部

外有識者を主とした国鉄部外団体公正委員会(仮称)を設置する。

(3) 国鉄共済組合が資本参加している部外団体については、その団体の性格に応じて持分の譲渡方を検討するとともに、地方的に存在する部外団体についても、今後部内監察機構の整備によって各地方ごとに改善を行なっていく。

一方国鉄においては、世上の批判に対処するため、部外団体の改善について鋭意検討した結果、昭和30・12・6「国鉄部外団体の改善について」という国鉄部外団体に対する国鉄の基本方針を発表し、次いで昭和31・1・19「日本国有鉄道部外団体等公正委員会」をはじめ各種委員会の設置などを含めた具体的方策を公表し、昭和31・1・20より実施に移すこととした。

〔委員会委員〕

国鉄が委嘱した委員会委員は、次のとおりである。

委員長 工藤昭四郎 東京都民銀行頭取
委員 稲葉秀三 国民経済研究協会会長
小汀利得 評論家
加藤威夫 日本建鉄社長
岸道三 日本道路公団総裁
佐伯勇 近畿日本鉄道社長
佐藤基 元会計検査院長
永野重雄 富士製鉄社長
副総裁

〔審議経過〕

昭和31・2・10第1回委員会を開催して委員長に工藤昭四郎氏を選出するとともに、国鉄共済組合の持株の処分を決定して以来、回を重ねること35回に及んでいる。

この間、鉄道弘済会、日本食堂株式会社、日本交通公社、日本海陸運輸株式会社などの国鉄部外団体の主要なものについて、審議を行ない改善措置を決定した。そのおもなものは次のとおりである。

(1) 鉄道弘済会

ア 収益事業については、サービスの改善に画期的な努力を払うとともに、経営をいっそう合理化するよう指導する。

イ 営業料金は一般同様 $\frac{11}{1,000}$ に引き上げる。なお引き続き一般に構内営業料金の引上げを研究する。

ウ 事業および経理内容を随時適当な報道機関を利用して発表し、世間一般に周知させる。

エ 一般を対象とする社会福祉事業については、今後積極的に強化する必要はないと認める。

(2) 日本食堂株式会社

ア サービスの改善を徹底的に行なわせるよう厳重に指導監督する。

イ 今後必要によっては、日本食堂株式会社以外の適当と認めた業者に営業を認可する。

ウ 食堂車の増減については、食堂車の利用状況および輸送力の現況を十分勘案して検討する。

(3) 日本交通公社

ア 国際観光事業の重要性にかんがみ、サービスの改善を行なうとともに、外客誘致等の積極的対策を実施するよう指導する。

イ 既定の再建計画の実施を進めるとともに、これがために前項の施策の実施がはばまれることのないよう極力努力する。

ウ 団体乗車券の代売は、一定の資格と条件を定めて複数制とする。

エ 団体乗車券の代売手数料は、現在は3%であるが、団体乗車券の代売複数制と関連して、これを検討することとする。